

第9章 避難者対策

【予防対策】

基本方針

- 1 避難所・避難場所等の指定を行う
- 2 避難所の管理運営体制の構築を行う
- 3 新型コロナウイルス等感染症対策の検討を行う

基本方針 1 避難所・避難場所等の指定を行う

1 避難体制の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な避難所利用の普及啓発を行う。 ○ 避難方法の普及啓発を行う。 ○ 避難路の指定を行う。 ○ 近隣市と市境に位置する避難所の使用に係わる調整を行う。 ○ 要配慮者の対策を推進する。 ○ 発災時に備えた地域の実情の把握を行う ○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討する ○ 避難場所使用に関する他の区市町村との調整する ○ 運用要領の策定する ○ 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知する ○ 避難指示等発令基準の整備する ○ 一時集合場所の選定する ○ 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施する ○ 都と連携した緊急通報システム等の整備する
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市や防災関係機関と連携し、市民や要配慮者に対し、震災時の避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難方法や避難場所等の普及啓発を行う。 ○ 多摩市等と連携した市民や要配慮者に対する防災訓練を実施する。 ○ 緊急通報システムの整備を図る。 ○ 地域が一体となった協力体制を推進する。 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進する

□ 詳細な取組内容

1 避難の前提

- 「避難」とは難を避ける行動のことです。避難所に行くことだけが避難ではありません。
- 避難所以外の避難（分散避難）も選択肢です。
- 災害時には、避難所に行くことだけが避難ではありません。在宅避難やホテル、親戚や知人宅への避難も選択肢です。自宅が頑丈な建物である場合や近隣で火災が発生していない場合など、安全が確保されている場合は自宅に留まりましょう。
- 新型コロナウイルスの感染リスクのある状況では、ホテル、親戚や知人宅への避難は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を避けるためにも有効です。

(1) 在宅避難

在宅避難とは、避難所は収容人数に限界があることから、発災後も、自宅等に留まり、身の安全を図るとともに、被災生活を送ること。

(2) 縁故避難

縁故避難とは、避難先は指定避難所だけではなく、同じ災害に遭遇しない程度離れている、安全な親戚や・知人宅等へ避難し、被災生活を送ること。

発災後、もしくは、発生の恐れがある場合に、避難することができる親せきや知人等と、お互いに避難する事を確認する等、事前に連絡を取っておく。

(3) 車両避難

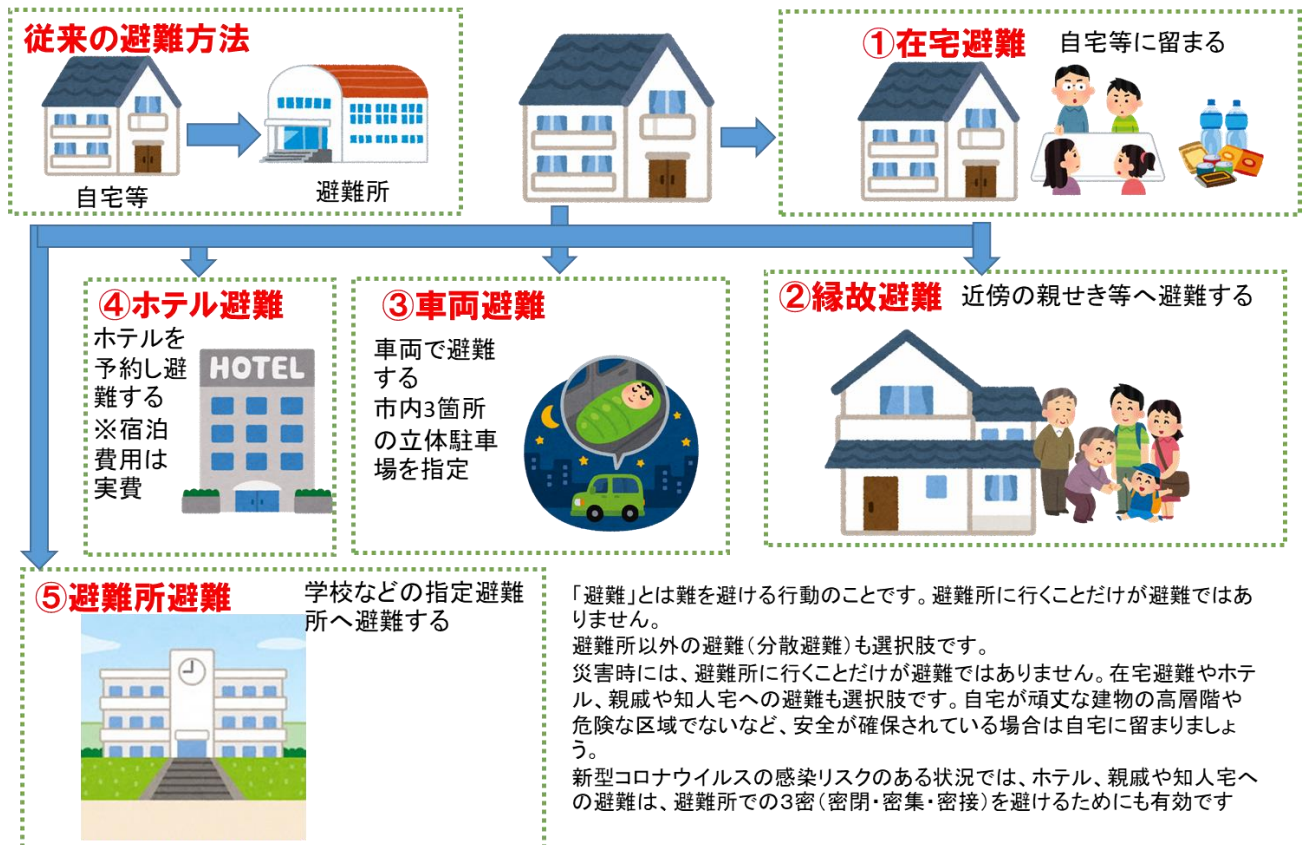
車両避難は、家族同士など、限定された関係性であり、プライバシーの確保や他の避難者と接触を極力控える事が可能となる。

避難の分散及び避難場所の確保が図るため、車両避難の促進を検討する。

エコノミークラス症候群等、健康リスクへの対策も併せて検討を行う。

2 避難所での受け入れ

- 指定避難所等は、自宅が倒壊する等、避難を余儀なくされた市民を受け入れる施設である。
- 市民は、可能な限り、在宅で避難できるような備えを行う。
- 市民は、感染症等を踏まえ、あらゆる避難方法を検討する。
- 市民は、大規模災害からの避難において、相互に協力する。
- 多摩市と市民は、要配慮者に対して積極的に支援の手を差し伸べる。
- 多摩市と市民は、自宅が倒壊するなど、生活の継続が困難な市民を確実に避難所で受け入れる。



3 避難体制の整備

- 自主防災組織又は自治会(管理組合等)の単位で、避難時における集団の形成や、それぞれの役割について、各地域の実情を踏まえ、あらかじめ定めておくようにする。
- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずる。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ・ 避難場の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、緊急医療救護所・避難所救護所の設置及び、医師・看護師等を確保する。
 - ・ 避難所の衛生保全に努める。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - ・ 避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布を行い周知していく。
- 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定

する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

- 以下の道路を避難路として位置付ける。
 - ・ 東京都耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）
 - ・ 通学路
 - ・ 建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路

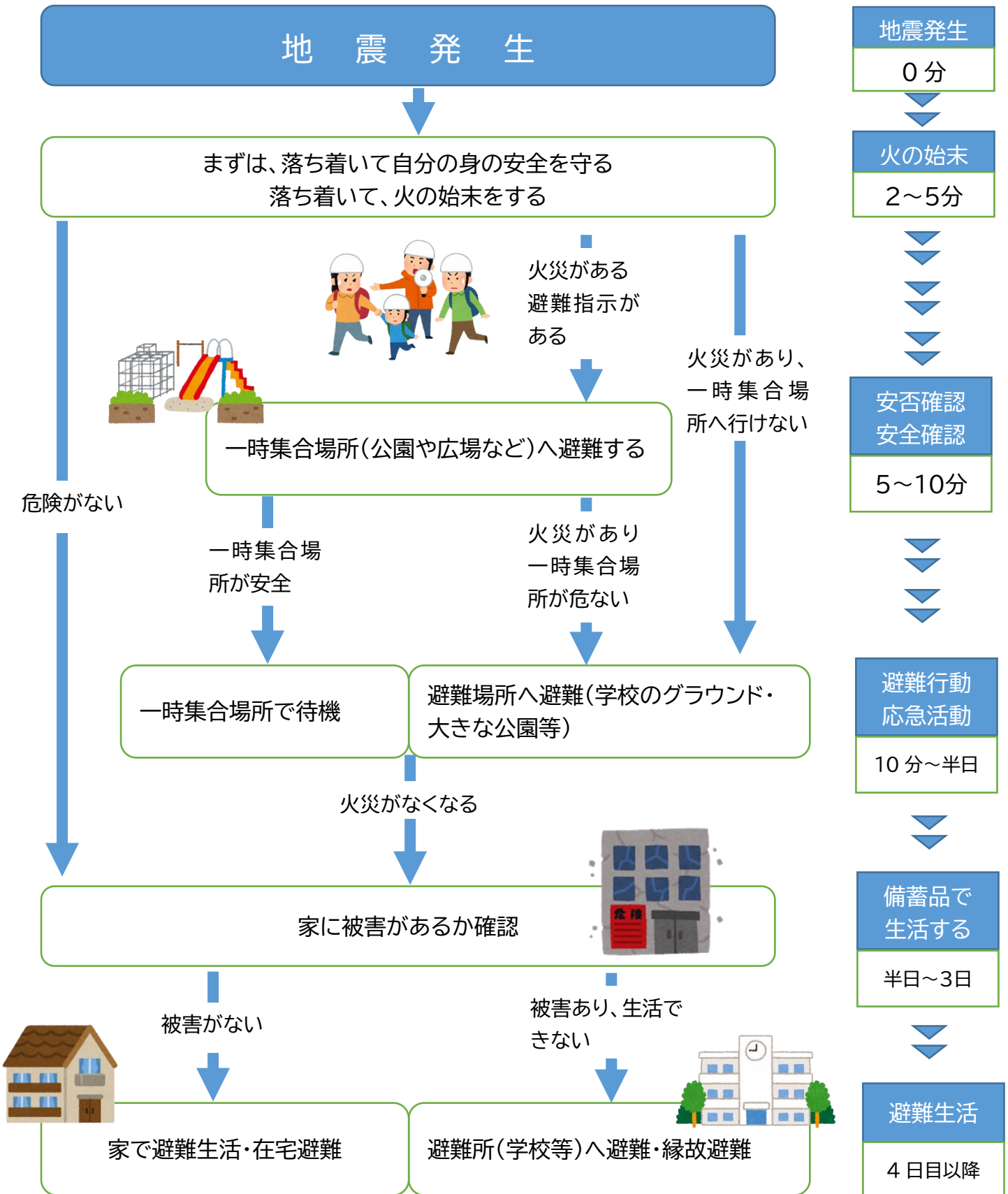
4 避難所に関する啓発

- 避難所での避難生活は、集団生活であるため、自宅のように自由に振舞うことができない。また、プライバシーの確保にも一定の限界がある。更には、発災初期においては、毛布などの生活用品も十分には行き届かない可能性もある。
- 自宅に比べ、避難所生活とは、大変な不便を余儀なくされる。そこで、自宅等で避難生活を送れるような備えについて、普及啓発を行う
 - ・ 自宅の耐震化を啓発する。
 - ・ 「食料や飲料水などの備蓄」を啓発する。
- 自主防災組織を中心とし、防災訓練の実施や防災マップの配布等により次の内容を啓発する。
 - ・ 一時集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所の役割、位置
 - ・ 一時集合場所を経由した避難所への避難方法

5 近隣市との調整

市境に位置する指定避難所の開設、運営について、近隣市と調整を図る。

6 避難行動



東京防災をもとに作成

2 避難場所・避難所等の指定・安全化

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び市民への周知を推進する。 ○ 指定緊急避難場所・指定避難所の安全性を確保する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所における消防用設備等の維持管理状況等を確認する。 ○ 消防水利を整備する。
東京電力グループ 東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難道路沿い施設の安全化を図る。

□ 詳細な取組内容

1 一時集合場所

- 多摩市では、全市立公園を一時集合場所に指定している。
- 一時集合場所の指定や選定は、市民が話し合い、自由に行うものであるが、多摩市では全市立公園を市民の指定し、選定の自由対象としている一時集合場所とは、次の目的や効果等がある。

(1) 目的

- 災害時の避難行動において、家族や身近な住民同士が集団を形成するために、一時的に避難、集合するための場所である。
- 避難場所や避難所は、一定の広さを有し、また、多数の避難者が集まるため、家族や身近な住民同士が迅速にまとまり、安否を確認することは困難である。
- このことから、自宅から近くの一時集合場所で家族、近所同士の避難者が集まり、その後、避難場所や避難所に移動する。
- また、集団を形成し、避難することは避難者の避難行動においても安全性の向上などの観点から有用である。

(2) 選定

- 家族や自主防災組織、自治会などの身近な協力者と相談して選定する。
- 公園や空き地等のオープンスペースを選定する。
- 場所によっては、施錠されている場合がある為、注意する。

(3) 期待できる効果

- 家族や親族等と、簡単に合流ができ、安否確認を行える。
- 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- 避難行動時から近隣相互の助け合いが可能となる。
- 集合した人の動揺・不安を抑え、自宅が安全な人に自宅避難を誘導することができる。
- 自主防災組織のリーダー等の指示や助言のもと、整然とした行動が確保でき

る。

(4) 留意事項

- 自主防災組織や自治会等は、一時集合場所における集団の形成や自主統制について、地域の実情を把握するよう努める。
- 地震時には、自主防災組織を核に、一定の地域を単位に集団を形成して正しい情報を共有し、混乱の発生を防止する必要がある。

2 指定緊急避難場所

(1) 法の趣旨を踏まえ、以下の基準において指定緊急避難場所を指定する。

- 災害の危険が切迫した緊急時において、安全性が確保される場所または施設で、市が指定するものであり、災害の種別に応じて定め、避難指示、避難指示等に基づき避難する場所であり、市立小中学校のグラウンドや、災害時応援協定締結した場合の民間施設等とする。
- 高潮、津波については、被害想定がないため指定しない。
- 内閣府令で定める異常な現象の種類については、その都度、決定する。

(2) 指定緊急避難場所一覧

- 指定緊急避難場所・・・小中学校等のグラウンド
- 凡例（指定緊急避難場所の使用について）
 - ・・・使用可、×・・・使用不可、△・・・状況により判断

(3) 箇所数

指定緊急避難場所・・・32箇所

(令和4年3月現在)

	名称	場所	災害種別	
			地震	大規模な火事
1	多摩第一小学校	校庭	○	○
2	多摩第二小学校	校庭	○	○
3	多摩第三小学校	校庭	○	○
4	連光寺小学校	校庭	○	○
5	北諏訪小学校	校庭	○	○
6	東寺方小学校	校庭	○	○
7	南鶴牧小学校	校庭	○	○
8	聖ヶ丘小学校	校庭	○	○
9	西落合小学校	校庭	○	○
10	大松台小学校	校庭	○	○
11	諏訪小学校	校庭	○	○
12	永山小学校	校庭	○	○
13	瓜生小学校	校庭	○	○
14	東落合小学校	校庭	○	○

	名称	場所	災害種別	
			地震	大規模な火事
15	貝取小学校	校庭	○	○
16	豊ヶ丘小学校	校庭	○	○
17	愛和小学校	校庭	○	○
18	多摩中学校	校庭	○	○
19	東愛宕中学校	校庭	○	○
20	和田中学校	校庭	○	○
21	諏訪中学校	校庭	○	○
22	聖ヶ丘中学校	校庭	○	○
23	鶴牧中学校	校庭	○	○
24	多摩永山中学校	校庭	○	○
25	落合中学校	校庭	○	○
26	青陵中学校	校庭	○	○
27	旧南豊ヶ丘小学校	校庭	○	○
28	帝京大学小学校	グラウンド	○	○
29	都立永山高校	校庭	○	○
30	旧西落合中学校	グラウンド	○	○
31	旧豊ヶ丘中学校	校庭	○	○
32	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館（旧北貝取小学校）	グラウンド	○	○

※ 水害・土砂災害の指定緊急避難場所は、水害編を参照のこと

3 広域避難場所

- 大規模な市街地大火や浸水等のため、避難場所では身の安全が確保しきれない場合に避難する場所である。地区公園などの十分な面積がある屋外空地を指定している。

名 称	所 在 地
多摩中央公園	多摩市落合 2-35
一本杉公園	多摩市南野 2-14
都立桜ヶ丘公園	多摩市連光寺 5 丁目
大谷戸公園	多摩市連光寺 5-17-1
並木公園	多摩市和田 1551

4 指定避難所

法の趣旨を踏まえ、以下の基準において指定避難所を指定する。

(1) 指定避難所の用途等

- 住家を滅失した者などを一時収容し、保護するための屋内施設である。
- 学校を中心とした公共施設や協定を締結した民間施設を指定避難所として指定している。
- 学校施設を指定避難所として開放する場合には、新型コロナウイルス等、あらゆる感染症対策も踏まえ、使用できる施設は全て使用する。
- 協定を締結した民間施設を指定避難所として開放する場合には、施設管理者から了解を得た部分のみを使用する。
- 「被災者を長期に収容する必要がある場合」や「要配慮者の避難生活の利便性」を考慮し、コミュニティセンターや総合福祉センター等の公共施設及び協定を締結した民間福祉関係施設等を福祉避難所等として指定している。（下記福祉避難所等参照）
- 指定避難所は、災害の状況、収容人員等により統合分散を図る。
- 指定避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²あたり 2 人とする。被災者の性別も踏まえ、プライバシーの確保や生活環境を少しでも良好に保つよう運営時には工夫する。

(2) 指定避難所の設備

- 指定避難所に指定した施設には、地区防災倉庫を設置し、初動時の指定避難所の設営に必要な資器材を配備する。なお、地区防災倉庫は設置から 30 年が経過していることから、備蓄物資の更新を行うとともに、地区防災倉庫の大きさについても見直しを行う。
- 地区防災倉庫が設置できない場合は、当該施設を有効活用し資器材を配備する。
- 指定避難所に指定した施設には、多摩市災害対策本部との通信を確保するため、防災行政無線を配備する。なお、協定締結施設等は、施設所有者の意向を十分に配慮する。
- 指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、耐震化を図る。
- 教育活動で使用しているインターネット環境を、災害時に市職員や避難者も活用できるよう検討を行う。
- 避難所となる公共施設のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備について、国等の支援を活用し、避難所機能の向上を図る。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行い易くするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備の他、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。

- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- (3) 指定避難所の確保（拡充）
 - 市立小・中学校を指定避難所として指定する。
 - 総合体育館、武道館、教育センター等、公共施設を可能な限り指定避難所として指定する。
 - 私立大学・都立学校・民間企業等と災害時応援協定を締結し、積極的に指定避難所として指定する。
 - 小中学校（指定避難所）の統廃合により、近隣に指定避難所が無い地区が発生していること等を踏まえ、地域の実情に応じた、指定避難所の確保充実に努める。
 - 民間マンションなどを避難者の一時受入れ施設（指定避難所に準じた施設）としての指定を検討する。
 - 要配慮者の受入れ施設として福祉避難所等を指定する。（第10章参照）
- (4) 指定避難所一覧
指定避難所・・・・・・・・小中学校等の体育館・校舎等（建物）
- (5) 箇所数
指定避難所・・・・・・・・34箇所

	名 称	所 在 地	収容人数		備 考
			通常	感染症 対応	
1	多摩第一小学校	多摩市関戸 3- 2- 23	791	532	
2	多摩第二小学校	多摩市和田 75	621	427	
3	多摩第三小学校	多摩市乞田 712	533	359	
4	連光寺小学校	多摩市連光寺 3- 64- 1	539	368	
5	北諏訪小学校	多摩市諏訪 1- 60- 1	567	390	
6	東寺方小学校	多摩市東寺方 100	570	392	
7	南鶴牧小学校	多摩市鶴牧 5- 43	544	371	
8	聖ヶ丘小学校	多摩市聖ヶ丘 3- 66	506	344	
9	西落合小学校	多摩市落合 5-6	538	371	
10	大松台小学校	多摩市鶴牧 6- 4	664	452	
11	諏訪小学校	多摩市諏訪 5- 13	643	367	
12	永山小学校	多摩市永山 2- 8- 1	641	363	
13	瓜生小学校	多摩市永山 5- 13	610	344	
14	東落合小学校	多摩市落合 3- 24	655	368	
15	貝取小学校	多摩市貝取 3- 9	477	326	

	名 称	所 在 地	収容人数		備 考
			通常	感染症 対応	
16	豊ヶ丘小学校	多摩市豊ヶ丘 2- 4- 1	471	318	
17	愛和小学校	多摩市愛宕 1- 54	486	329	
18	多摩中学校	多摩市関戸 3- 19- 1	923	632	
19	東愛宕中学校	多摩市愛宕 1- 52	662	454	
20	和田中学校	多摩市和田 234	623	431	
21	諏訪中学校	多摩市諏訪 5- 12- 1	749	511	
22	聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘 2- 17	694	476	
23	鶴牧中学校	多摩市鶴牧 6- 5- 1	664	454	
24	多摩永山中学校	多摩市永山 2- 7- 1	705	479	
25	落合中学校	多摩市落合 4- 14	727	496	
26	青陵中学校	多摩市貝取 2- 9- 1	667	453	
27	桜ヶ丘コミュニティセンター	多摩市桜ヶ丘 1- 17- 7	211	138	
28	総合体育館	多摩市東寺方 588-1	1,187	794	
29	武道館	多摩市諏訪 4-9	372	243	
30	諏訪複合教育施設	多摩市諏訪 5-1	292	191	
31	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館 (旧北貝取小学校)	多摩市貝取 1- 26- 1	333	219	
32	旧南豊ヶ丘小学校	多摩市豊ヶ丘 6-4	364	239	協定締結
33	帝京大学小学校	多摩市和田 1254-6	115	76	協定締結
34	都立永山高校	多摩市永山 5- 22	236	155	協定締結
合計			19,380	12,862	

基本方針2 避難所の管理運営体制の構築を行う

1 指定避難場所の管理運営体制の整備等

○ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所運営マニュアルを作成する。 ○ 運営体制の整備を図る。 ○ 指定避難所の機能強化を図る。 ○ 指定避難所用物資の備蓄を推進する。 ○ 指定避難所施設管理者との連携を図る。 ○ 指定避難誘導施設を整備する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の防火安全対策の策定等による多摩市の避難所運営支援を行う。

□ 詳細な取組内容

1 指定避難所運営マニュアルの作成

- 指定避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」等に基づき、事前に「指定避難所運営マニュアル」を作成する。
- 新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合も考慮した内容とする。
- マニュアルの作成については、男女平等の視点や要配慮者（外国人を含む）に配慮した内容とする。
- 指定避難所施設の特性を十分に考慮し、使用する居室等の候補を選定する。（体育館、特別教室、保育室、畳部屋、多目的ホール等）
- 集団生活が苦手な要配慮者に対しては、福祉避難スペースを用意し、各個人が選択できるような配慮を行う。
- ペットの同行避難を推奨すると共に、くらしと文化部と調整し飼い方のルールを定める。
- 仮設トイレ等の設置場所を定める。
- 他の公共施設等の指定避難所については、施設管理者と避難所施設対策部が十分に連携し、避難所運営マニュアルを作成する。
- 作成したマニュアルは、教育部で保管するとともに、指定避難所となる施設に備える。

2 運営体制の整備

- 地域による防災対策は、地域の自主防災組織や自治会、管理組合等との連携のもと、マニュアル等の整備を行い、訓練などを通じて、運営体制の整備を図る必要がある。
- その場合の組織を、防災連絡協議会（以下「協議会」という。）と定め、災害時において、共助の中心的役割を担い、地域住民や各自主防災組織等の連携を保つと

もに、多摩市災害対策本部との連絡調整を図り、また、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、地域が主体となって災害に立ち向かうための体制を整備する。

- 防災連絡協議会は、指定避難所を使用する住民自らが、避難所運営における何らかの役割を担う事を、防災訓練、出前講座等を通じて、普及啓発を行う。
- 女性や要配慮者等の多様なニーズに配慮した指定避難所の運営体制を確保するため、日頃から、自主防災組織等において女性や要配慮者の支援者等の参画を推進するとともに、指定避難所等でリーダーとなれる人材を育成する。
- 自主防災組織に対し、防災連絡協議会による指定避難所運営方法を普及啓発する。
- 教職員等の施設職員と、指定避難所の運営に係る役割分担を定めておく。
- 総合防災訓練等を通じて、市、学校及び市民との協働による宿泊訓練を行う。
- 避難所の運営において、より多くの女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、男女別更衣室・キッズルーム・授乳スペースの設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

3 指定避難所の機能強化

- 災害時における通信機器や情報収集機器、インターネット環境を整備する。
(テレビ、ラジオ、インターネット、災害時優先公衆電話等)
- 応急給水栓、スタンドパイプ等の応急給水に必要な資器材を整備する。
- 避難所用の防災倉庫(地区防災倉庫等)を整備する。

4 指定避難所用物資の備蓄

- 被害想定における、避難者数に応じた衣類、寝具、食料、飲料水等の物資を備蓄する。
- 特定の避難者が必要とする専門的な物資については、民間事業者と災害時応援協定を締結し、発災時に円滑に調達できる体制を整備する。
(生理用品、化粧品、女性用下着、アレルギー対応食品、柔らかい食べ物、介護用おむつ等)

5 指定避難所施設管理者との連携

- 各学校長等と、避難所の運営時における施設・設備の取扱い、管理等について定めておく。
- 各学校長等と、避難所の運営時における施設職員(教職員等)との役割分担について定めておく。
- 避難を円滑に行うため、避難場所及び避難所の案内板を整備する。
- 設置した応急給水栓の取扱い確認・管理、機能点検等を実施する。

基本方針3 新型コロナウイルス等感染症対策の検討を行う

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 事前予防の実践する ○ 分散避難を推奨する

1 事前予防の実践

(1) 事前予防で在宅避難の可能性を高める

- 新型感染症は、感染防止の徹底と、自己防衛である。災害時において物資供給が滞ることを想定し、家庭内において、今までの備蓄品に加え、感染症対策物資の備蓄を行うとともに、避難所へ持参する非常持ち出し品も事前準備する
例) マスク、消毒液、除菌シート、体温計、ビニール袋、ゴム手袋、ごみ袋(大・小)、石鹼、フェイスガード、室内履き等

2 分散避難

(1) 避難行動の多様化

- 「避難所避難者」「在宅避難者」「縁故避難者」など、多様な避難を促進する
- 新型コロナウイルス蔓延状況では、基本的対策は「在宅避難」で耐える。親戚などの「縁故避難」で耐える。どうしても在宅避難や縁故避難ができない人だけ「避難所避難」を行うことを位置づけ、避難行動多様化の促進を行う
- 在宅避難者名簿を作成し、避難所に避難しなくても支援を受けられる体制を整える。

(2) 避難所・避難場所の拡充

- 三つの密を防ぐには、避難者の減少とともに、避難所(床面積)の拡充を図る
- 避難所の定義を再整理し、避難所とは、危険と命を守るために緊急的に退避する場所とする等、本当に必要な市民限定とすることを啓発する
- 民間企業等へ災害時応援協定の締結により、避難所・避難場所の拡充を図る

(3) 指定避難所に受入れる被災者数

- パーティション等、隣のスペースと隔てるものがある場合は、おおむね居室4.4㎡あたり2人とする。
- パーティション等、隣のスペースと隔てるものがない場合は、おおむね居室9.0㎡あたり2人とする

(4) 車両避難の検討

- 車両避難は、家族同士など、限定された関係性であり、プライバシーの確保や他の避難者と接触を極力控える事が可能となる
- 避難の分散及び避難場所の確保が図るため、車両避難の促進を検討する
- エコノミークラス症候群等、健康リスクへの対策も併せて検討を行う